

週休 2 日工事の試行要領

（治山林道必携（設計積算編）森林土木事業を除く）

制定 令和 2 年 1 2 月 1 0 日
2 諫契第 4 8 8 号
改正 令和 5 年 4 月 1 日
改正 令和 6 年 4 月 1 日
改正 令和 7 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 建設業は、社会資本の整備を通して市民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、他の産業と比較して労働時間が長く、休日が少ないことが課題となっている。この要領は、建設業の従業員の健康を確保し、及びワーク・ライフ・バランスを改善し、並びに将来の担い手を確保するために、休日数を増やし、より働きやすい職場環境作りの取組として、建設業の「週休 2 日」を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休 2 日工事 対象期間において、月単位又は通期の 4 週 8 休以上の現場閉所又は現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められる工事をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
- (3) 現場閉所 工事現場内の巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 現場休息 分離発注工事の場合に各発注工事単位において、1 日を通して現場作業（現場事務所での作業を含む。）が無い状態をいう。
- (5) 月単位の 4 週 8 休 対象期間内の全ての月毎に現場閉所等日数の割合（以下「現場閉所等率」という。）が、28.5%（8 日／28 日）以上となる水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所で 28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所等を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
- (6) 通期の 4 週 8 休 対象期間内の現場閉所等率が、28.5%（8 日／28 日）以上となる水準の状態をいう。

(7) 工事着手日 工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

(8) 工事完成日 工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(試行対象工事)

第3条 試行の対象となる工事は、市が発注する建設工事であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 災害復旧工事

(2) 小規模工事、工場制作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が4週間未満であることが想定される工事

(3) その他、週休2日工事になじまないと認められる工事

(週休2日の考え方)

第4条 週休2日の考え方は、次のとおりとする。

(1) 対象期間内において、月単位又は通期の4週8休以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。

(2) 年末年始休暇（6日）及び夏季休暇（3日）は、対象期間から除く。

(3) 工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている期間、発注者があらかじめ対象外とした期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は対象期間には含まない。

(4) 現場閉所等の際は、対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。以下同じ。）は休日を取得するものとする。なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、現場閉所等を実施していること及び元請技術者が休みであることの双方を満たす場合に限り週休2日の対象とすることができる。

(5) 降雨、降雪等による予定外の現場休工日及び受注者が現場閉所等としていた日に災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日は現場閉所等日とみなす。

(6) 現場作業期間は、本工事の実施にあたり必要となる準備・撤去作業等（工事看板・現場事務所等の設置・撤去や現地調査、着工前測量等を含む。）を含めるものとする。

(7) 労働基準法（昭和22年法律49号）第35条の休日の規定を遵守していること。

(8) 受注者は、週休2日の取組に当たり、工期や契約金額等について下請け業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を

提供するとともに、協力を求めるものとする。

(受注者の取組と発注者の確認)

第5条 受注者の取組内容と発注者の確認については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、週休2日の実施の有無及び第2条第5号又は第6号に定める休日を監督職員と協議し、施工計画書の提出前までに実施の有無及び休日を工事打合せ簿に明記し、発注者に提出する。ただし、営繕工事においては、実施の有無の協議及び工事打合せ簿への明記のみとする。
- (2) 受注者は、週休2日を実施する場合は、週休2日の取得計画を立て、施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更したときには、変更計画書を提出する。
- (3) 受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工程とその理由について発注者と協議を行う。
- (4) 受注者は、対象期間中、対象工事が週休2日工事であることを、現場において看板等により掲示する。
- (5) 発注者は、受注者から提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。
- (6) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (7) 発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所等の実施状況を確認する。
- (8) 受注者は、実施工程表等により、週休2日の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。
- (9) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで実施工程表を作成する。
- (10) 監督職員は、原則として、工期末の28日前（その日が諫早市の休日を定める条例（平成17年条例第3号）第1条第1項の市の休日に当たるときは、その直前の市の休日でない日。）に、受注者から報告された週休2日の実施状況及び週休2日の取得計画から週休2日の達成状況を確認するとともに、その時点から工事完成予定日までの間における週休2日の実施見込を確認するものとする。ただし、発注者が特別の理由があると認める場合は、発注者及び受注者の協議により週休2日の達成状況及び実施見込を確認す

る期日を変更することができるものとする。

(週休 2 日工事の試行方法)

第 6 条 契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）、指名競争入札又は随意契約とする。

2 発注方式は、発注者が週休 2 日工事の対象工事として発注し、受注者が契約後に週休 2 日を実施するか否かを判断して実施する「受注者希望型」とする。
(補正と契約変更)

第 7 条 試行の対象となる工事においては、港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事を除いて、発注者は、当初設計において第 4 項に定める週休 2 日補正係数のうち通期の 4 週 8 休の補正係数を用いて増額補正した額で発注する。

2 受注者が週休 2 日を実施する場合は、第 5 条第 1 号及び第 10 号の規定に基づき達成状況を確認し、この時点までにおける達成状況に応じて次に掲げる補正に基づく変更契約を行う。

(1) 当初月単位の 4 週 8 休を選択し、「月単位の 4 週 8 休以上」の現場閉所等が達成された場合は、「月単位の 4 週 8 休以上」による補正とする。

(2) 当初月単位の 4 週 8 休の現場閉所等を目標としていた工事の実績が「通期の 4 週 8 休以上」となった場合は、「通期の 4 週 8 休以上」による補正とする。

(3) 当初通期の 4 週 8 休を選択した場合において、「月単位の 4 週 8 休以上」を達成したとしても、補正は当初選択した区分の補正とする。

(4) 「通期の 4 週 8 休以上」が未達成の場合、並びに受注者が週休 2 日を選択しなかった場合においては、補正を減じる。

3 港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事については、週休 2 日の補正係数が月単位の 4 週 8 休のみとなっていることから、当初設計では週休 2 日補正は行わずに発注し、当初月単位の 4 週 8 休の実施を宣誓し実績も月単位の 4 週 8 休以上となった場合に、経費補正に係る変更契約を行うものとする。

4 週休 2 日補正係数は、次に掲げる工事の区分に応じ、当該各区分に定める表のとおりとする。ただし、労務費の補正について、地質調査市場単価は補正の対象としない。

(1) 土木工事標準積算基準、電気通信設備積算基準、機械設備積算基準、土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械を除く。）、推進工法用設計積算要領、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表を用いて積算した工事別表第 1

(2) 土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械）を用いて積算した工事

別表第 2

(3) 港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事 別表第 3

(4) 営繕工事 別表第 4

5 受注者は、契約後において、当初設定された工期が週休 2 日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、必要工期を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

(対象工事である旨の明示)

第 8 条 発注者は、週休 2 日工事の対象工事であることを特記仕様書等に明示(別紙 1) するものとする。

(対象外とする作業及び期間の明示)

第 9 条 発注者は、当初設計において現場閉所等による週休 2 日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業及び期間を特記仕様書に明示するものとする。

2 契約後において、週休 2 日の対象期間としていた期間について受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受注者及び発注者の協議により現場閉所等による週休 2 日の対象外とする作業及び期間を決定し、変更契約の際に、特記仕様書に対象外とする作業及び期間を明示するものとする。

(準用)

第 10 条 第 2 条から前条までの規定は、市上下水道局が発注する工事について準用する。

(その他)

第 11 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

営繕工事について、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に起工する工事は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 11 条の 2 に定める地方債を財源としないものを試行対象工事とする。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以降に起工する

工事から適用する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

別表第 1

補 正 係 数 区 分	補正係数（4 週 8 休以上）	
	通期	月単位
労 務 費	1 . 0 2	1 . 0 4
機械経費（賃料）	1 . 0 2	1 . 0 2
共 通 仮 設 費	1 . 0 2	1 . 0 3
現 場 管 理 費	1 . 0 3	1 . 0 5

下水道工事市場単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数（4 週 8 休以上）	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管 設 置 工		1 . 0 1	1 . 0 2
リブ付硬質塩化 ビニル管設置工		1 . 0 1	1 . 0 2
砂 基 礎 工	人 力 施 工	1 . 0 2	1 . 0 4
	機 械 施 工	1 . 0 2	1 . 0 4
砕 石 基 礎 工	人 力 施 工	1 . 0 2	1 . 0 4
	機 械 施 工	1 . 0 2	1 . 0 4
組 立 マ ン ホ ー ル 設 置 高		1 . 0 2	1 . 0 3
小型マンホール工		1 . 0 0	1 . 0 1
取 付 管 及 び ま す 設 置 工	ま す 設 置 工	1 . 0 0	1 . 0 1
	取付管布設及び 支 管 取 付 工	1 . 0 1	1 . 0 2

下水道工事を除く市場単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数（４週８休以上）	
		通期	月単位
鉄 筋 工		１．０２	１．０４
ガ ス 圧 接 工		１．０２	１．０３
インターロッキング グ ブ ロ ッ ク 工	設 置	１．０１	１．０１
	撤 去	１．０２	１．０４
防 護 柵 設 置 工 （ガードレール）	設 置	１．００	１．０１
	撤 去	１．０２	１．０４
防 護 柵 設 置 工 （ガードパイプ）	設 置	１．００	１．０１
	撤 去	１．０２	１．０４
防護柵設置工（横 断・転落防止柵）	設 置	１．０２	１．０４
	撤 去	１．０２	１．０４
防 護 柵 設 置 工 （落石防護柵）		１．０１	１．０１
防 護 柵 設 置 工 （落石防止網）		１．０１	１．０２
道 路 標 識 設 置 工	設 置	１．００	１．０１
	撤 去 ・ 移 設	１．０２	１．０３
道路附属物設置工	設 置	１．０１	１．０１
	撤 去	１．０２	１．０４
法 面 工		１．０１	１．０２
吹 付 枠 工		１．０１	１．０３
鉄筋挿入工（ロッ ク ボ ル ト 工 ）		１．０２	１．０３
道 路 植 栽 工	植 樹	１．０２	１．０４
	剪 定	１．０２	１．０４
公 園 植 栽 工		１．０２	１．０４
橋 梁 用 伸 縮 継 手 装 置 設 置 工		１．０１	１．０２
橋 梁 用 埋 設 型 伸 縮 継 手 装 置 設 置 工		１．０２	１．０４
橋 面 防 水 工		１．０１	１．０１

薄層カラー舗装工		1. 0 0	1. 0 1
グルーピング工		1. 0 0	1. 0 1
軟弱地盤処理工		1. 0 1	1. 0 2
コンクリート表面 処理工（ウォータ ージェット工）		1. 0 1	1. 0 1

土木工事標準単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数（４週８休）	
		通期	月単位
区 画 線 工		1. 0 2	1. 0 4
高視認性区画線工		1. 0 2	1. 0 4
橋 梁 塗 装 工		1. 0 1	1. 0 3
構 造 物 と り	機 械	1. 0 2	1. 0 3
こ わ し 工	人 力	1. 0 2	1. 0 4
コンクリートブロ ック 積 工		1. 0 2	1. 0 4
排 水 構 造 物 工		1. 0 2	1. 0 4
鋼製排水溝設置工		1. 0 2	1. 0 4
表 面 被 覆 工 （コンクリート 保 護 塗 装 ）	固 定 足 場	1. 0 1	1. 0 2
	高 所 作 業 車	1. 0 1	1. 0 2
表 面 含 浸 工	固 定 足 場	1. 0 2	1. 0 4
	高 所 作 業 車	1. 0 2	1. 0 4
連 続 織 維 シ ー ト 補 強 工	固 定 足 場	1. 0 2	1. 0 4
	高 所 作 業 車	1. 0 2	1. 0 4
剥落防止工（アラ ミドメッシュ）	固 定 足 場	1. 0 2	1. 0 4
	高 所 作 業 車	1. 0 2	1. 0 4
漏水対策材設置工	固 定 足 場	1. 0 2	1. 0 4
	高 所 作 業 車	1. 0 2	1. 0 4
防草シート設置工		1. 0 1	1. 0 3
紫 外 線 硬 化 型 F R P シ ー ト 設 置 工（ポリ	固 定 足 場	1. 0 1	1. 0 2
	高 所 作 業 車	1. 0 1	1. 0 1

エステル樹脂)			
塗膜除去工		1.02	1.04
バキューム ブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵 設置工（仮設ガード レール）		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製 杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式 コンクリート ひび割れ誘発 目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状 パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用 植生マット工 （養生マット工）		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレン リブ（ハウエル管） 設置工		1.02	1.03

別表第2

補正係数区分	通期の4週8休以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費	1.02
現場管理費	1.05

市場単価の補正係数は、別表1下水道工事を除く市場単価の補正係数と同じ。

別表第 3

補正係数区分	月単位の4週8休以上
労 務 費	1. 0 4
機械経費（賃料）	1. 0 2
共通仮設費	1. 0 2
現場管理費	1. 0 3

港湾・漁港市場単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数（4週8休）
		月単位
底 面 工		1. 0 3
マ ッ ト 工 （アスファルトマット 設置・ゴム系マット設置）		1. 0 0
支 保 工		1. 0 4
足 場 工		1. 0 2
鉄 筋 工		1. 0 4
吊 鉄 筋 工		1. 0 4
型 枠 工		1. 0 3
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1. 0 4
	ポンプ車打設以外	1. 0 4
止 水 板 工		1. 0 4
上 蓋 工		1. 0 4
伸 縮 目 地 工		1. 0 2
係 船 柱 取 付		1. 0 4
防 舷 材 取 付		1. 0 4
車 止 ・ 縁 金 物 取 付		1. 0 4
係 船 柱 撤 去		1. 0 4
防 舷 材 撤 去		1. 0 4
車 止 撤 去		1. 0 4
電 気 防 食 取 付		1. 0 4
防砂目地板取付工	陸 上 施 工	1. 0 4
	水 中 施 工	1. 0 3

吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)		1.03
港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)		1.03
ペトロラタム被覆		1.04
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.04
	水中施工	1.04
かき落とし工		1.04
汚濁防止膜設置 ・撤去・移設		1.03
汚濁防止柵設置・撤去		1.02
灯浮標設置・撤去		1.03
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船 あり・水中目視点検	1.01
	海上目視点検作業船 なし	1.04
異形ブロック製作 型枠工		1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設工		1.04

別表第4

補正係数区分	補正係数（4週8休以上）	
	通期	月単位
複合単価、市場単価、 物価資料の掲載価格 (材工単価)の労務費	1.02	1.04

建築工事市場単価の補正係数

工 種	摘 要 ※	補 正 係 数（4週8休以上）			
		通期		月単位	
		新 営	改 修	新 営	改 修
仮設工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
土工事	市場単価、物価 資料共通	1.01	1.01	1.02	1.02

地 業 工 事	物 価 資 料	1.01	1.01	1.02	1.02
鉄 筋 工 事	市場単価、物価 資 料 共 通	1.01	1.01	1.03	1.03
コ ン ク リ ー ト 工 事	市場単価、物価 資 料 共 通	1.01	1.01	1.03	1.03
型 枠 工 事	市場単価、物価 資 料 共 通	1.01	1.01	1.03	1.03
鉄 骨 工 事	物 価 資 料	1.02	1.02	1.03	1.03
既 製 コ ン ク リ ー ト	物 価 資 料	1.01	1.01	1.02	1.02
防 水 工 事	市 場 単 価	1.01	1.08	1.02	1.09
防 水 工 事 (シーリング)	市 場 単 価	1.01	1.14	1.03	1.16
防 水 工 事	物 価 資 料	1.01	1.01	1.02	1.02
石 工 事	物 価 資 料	1.01	1.01	1.02	1.02
タ イ ル 工 事	物 価 資 料	1.01	1.01	1.02	1.02
木 工 事	物 価 資 料	1.01	1.01	1.02	1.02
屋 根 及 び と い	物 価 資 料	1.01	1.01	1.02	1.02
金 属 工 事	市 場 単 価	1.01	1.09	1.02	1.10
金 属 工 事	物 価 資 料	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事 (仕 上 塗 材 仕 上)	市 場 単 価	1.01	1.01	1.03	1.03
左官工事 (仕 上 塗 材 仕 上 以 外)	市 場 単 価	1.01	1.16	1.03	1.17
左 官 工 事	物 価 資 料	1.01	1.01	1.03	1.03
建 具 (ガ ラ ス)	市 場 単 価	1.01	1.10	1.02	1.11
建 具 (シ ー リ ン グ)	市 場 単 価	1.02	1.16	1.03	1.18
建 具	物 価 資 料	1.01	1.01	1.02	1.02

塗 装 工 事	市 場 単 価	1.01	1.15	1.03	1.17
塗 装 工 事	物 価 資 料	1.01	1.01	1.03	1.03
内 外 装 工 事	市 場 単 価	1.01	1.13	1.03	1.14
内外装工事（ビ ニル系床材）	市 場 単 価	1.01	1.08	1.02	1.09
内 外 装 工 事	物 価 資 料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事（ビ ニル系床材）	物 価 資 料	1.01	1.01	1.02	1.02
仕上りユニット	物 価 資 料	1.01	1.01	1.01	1.01
排 水 工 事	物 価 資 料	1.01	1.01	1.02	1.02
舗 装 工 事	物 価 資 料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋 上緑化	物 価 資 料	1.01	1.01	1.02	1.02

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

電気設備工事市場単価の補正係数

工 種	摘 要	補 正 係 数（４週８休以上）			
		通 期		月 単 位	
		新 営	改 修	新 営	改 修
配 管 工 事	電線管、２種金 属 線 及 び 同 ボ ッ ク ス	1.01	1.19	1.03	1.21
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.17
	位 置 ボ ッ ク ス 及 び 位 置 ボ ッ ク ス 用 ボ ン デ ィ ン グ	1.01	1.18	1.03	1.20
	プルボックス	1.01	1.13	1.02	1.15
	プルボックス用 接 地 端 子	1.00	1.00	1.00	1.00

	防火区画貫通 処理ケーブルラ ック用（壁・床）	1.01	1.14	1.02	1.16
	防火区画貫通 処理金属管 ・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.06
	（電動機その他 接続材工事） 金属製可 とう電線管	1.01	1.15	1.02	1.17
配線工事	600V絶縁 電線及び600 V絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.03	1.19
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆銅 棒、接地極埋設 票（金属製）	1.01	1.01	1.02	1.02

機械設備工事市場単価の補正係数

工種	摘 要	補 正 係 数（4週8休以上）			
		通期		月単位	
		新 営	改 修	新 営	改 修
保温 工 事	配管用、ダクト用 及び消音内貼	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト設備	低圧ダクト、 排煙ダクト 及び低圧チャ ンバー類	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト付属品	既製品ボックス、 制気口、 ダンパー等の 取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24

衛生器具 設備(ユニット を除く)	取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24
-------------------------	--------	------	------	------	------

別紙 1（第 8 条関係）

1 営繕工事を除く建設工事

【受注者希望型】

（特記仕様書 第 4 章 施工条件明示 第 3 条 1．工程関係）

週休 2 日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休 2 日試行対象工事であり、「通知 4 週 8 休以上」の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休 2 日を実施するか選択できるものとし、実施の有無及び実施する週休 2 日の休日について、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議のうえ、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか、以下の 1) から 9) によるものとする。

契約後において、週休 2 日の対象期間としていた期間について受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受注者及び発注者の協議により現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業及び期間を別途定めるものとする。

- 1) 週休 2 日は工事着手日から工事完成日までの期間において、月単位又は通期の 4 週 8 休（現場閉所率 28.5%）以上となる休日確保することとする。なお、月単位の 4 週 8 休を実施する場合において、暦上の土曜日・日曜日の閉所で 28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
- 2) 現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業及び期間
 - ①週休 2 日の対象外作業 なし
 - ②週休 2 日の対象外期間 なし
- 3) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。

4) 元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。

5) 受注者は当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。

6) (土木工事積算基準書・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械を除く。）・推進工法用設計積算要領・水道事業実務必携・下水道用設計標準歩掛表使用の場合）

月単位の4週8休以上を選択し現場閉所が達成された場合は、月単位の4週8休以上となる補正係数により、変更契約を行うものとする。また、通期の4週8休の現場閉所が達成されなかった場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率 28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

週休2日工事における補正係数については、下記のとおりとする。

【月単位の4週8休以上：補正係数】

① 労務費	1.04	② 機械経費（賃料）	1.02
③ 共通仮設費	1.03	④ 現場管理費	1.05

【通期の4週8休以上：補正係数】

① 労務費	1.02	② 機械経費（賃料）	1.02
③ 共通仮設費	1.02	④ 現場管理費	1.03

7) (土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械）の場合）

通期の4週8休以上となる現場閉所が達成されなかった場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。通期の4週8休以上とは、現場閉所率 28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

週休2日工事における補正係数については、下記のとおりとする。

【通期の4週8休以上：補正係数】

① 労務費	1.02	② 機械経費（賃料）	1.02
③ 共通仮設費	1.02	④ 現場管理費	1.05

8) (港湾・漁港積算基準使用の場合)

月単位の4週8休以上を選択し現場閉所が達成された場合は、月単の4週8休以上となる補正係数により、変更契約を行うものとする。

4週8休以上とは、現場閉所率が 28.5%（8日／28日）以上の場合

とする。

週休 2 日工事における補正係数については、下記のとおりとする。

【月単位の 4 週 8 休以上：補正係数】

① 労務費 1. 0 4 ② 機械経費（賃料） 1. 0 2

③ 共通仮設費 1. 0 2 ④ 現場管理費 1. 0 3

9) 対象期間中、工事現場に週休 2 日工事であることを現場において看板等により掲示すること。

2 営繕工事を含む建設工事

【受注者希望型】

1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休 2 日試行対象工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休 2 日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。週休 2 日の取組を希望しない受注者は 3)、4) に規定する義務を負わない。

2) 週休 2 日の考え方は以下のとおりである。

① 「週休 2 日」とは、次の②又は③の状態をいう。

② 「月単位の週休 2 日」とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所又は現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態をいう。

③ 「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。

④ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容（中間・期末試験○日間、資格試験○日間、入試及びその準備期間○日間、卒業式及びその準備期間○日間、入学式及びその準備期間○日間 ※他にも工事ができないことが分かるものは記載すること。）に該当する期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

⑤ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

⑥ 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

⑦ 「月単位の 4 週 8 休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所

等日数の割合（以下「現場閉所等率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行っている状態をいう。

なお、現場閉所等率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所等日についても、1 日を通して現場閉所等となる場合は、現場閉所等日数に含めるものとする。

また、現場閉所等日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

⑧「通期の 4 週 8 休以上」とは、対象期間内の現場閉所等率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所等率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所等日についても、1 日を通して現場閉所等となる場合は、現場閉所等日数に含めるものとする。

- 3) 受注者は、工事着手前に、通期の週休 2 日の取得計画が確認できる現場閉所等予定日を記載した実施工程表等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休 2 日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工程表等を提出するものとする。監督職員が現場閉所等の状況を確認するために実施工程表等に現場閉所等日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休 2 日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所等日が記載された実施工程表等により、対象期間内の現場閉所等日数を確認する。
- 5) 通期の 4 週 8 休以上（現場閉所等率 28.5%（8 日/28 日）以上）を前提に補正係数 1.02 により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所等の達成状況を確認し、月単位の 4 週 8 休を満たす場合は補正係数を 1.04 に変更し増額変更する。通期の 4 週 8 休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。